

福祉情報

赤い羽根共同募金地域助成事業の募集について

令和3年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、今年度も地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体(地区社協等)などで、本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。

助成を希望する団体は、次の通りお願ひします。

- ▼募集期間 令和3年4月1日(木)～5月17日(月)
- ▼助成金額 1事業につき原則5万円以内(ただし助成予算の範囲内)
- ▼助成時期 令和4年6月予定
- (※令和3年度の共同募金からの助成)
- ▼申請手続 津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出

▼助成対象 市内のボランティアグループ、自治会(地区社協)等の地域団体、福祉団体、NPO等(ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。)

なお、助成事業については審査委員会で決定されますので、募金実績や事業の緊急性、必要性、過去の助成実績等の審査により、助成できない場合もありますのでご了承ください。その他、共同募金委員会設置の公募実施要領をご参照ください。

▼問い合わせ先 津久見市共同募金委員会事務局(社会福祉協議会内) ☎82・5000 (担当三重野)



コミュニケーション支援事業

詳細は社会福祉課障がい支援班(☎82・9519)までお問い合わせください。

手話通訳者設置事業

手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内での各種手続き等の支援を行います。

- ▼4月の設置日 5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)
- ▼時間 8時30分～12時 13時～16時30分

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介します。

※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

手話講習会(入門・基礎課程)

聴覚障がいや聴覚障がい者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行

はり、きゅう、マッサージ割引券の交付と切替え

満65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージの割引券を交付します。(昨年交付を受けている方は残券をお持ちの上、お切り替えてください。)

- ▼申請には、健康保険証等身分が分かるものがが必要です。
- ▼マッサージ券が利用できる有資格者等の指定事業所は、高瀬治療院(宮本町)、宮浦鍼灸院(港町)、長谷治療院(入船西町)、麻生はり治療院(上宮本町)、松下治療院(大字千怒)、シバタあん摩マッサージ指圧治療院(宮本町)、かんぼう鍼灸マッサージ院(中央町)、さとみ鍼灸マッサージ院(石屋町)、城東鍼灸整骨院(高洲町)となっています。
- ▼手続場所 長寿支援課・各出張所
- ▼問い合わせ先 長寿支援課 ☎82・9533



心身障がい者タクシードライバーの交付

▼令和3年4月1日から令和4年3月31日までのタクシー割引券を交付します。

※申請には手帳が必要です。

- ▼対象者 ①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方 ○視覚障がい 1、2級 ○下肢・体幹機能障がい 1、2級 ○内部障がい 1級

②療育手帳(A)をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ④肢体不自由の下肢障害3級又は体幹機能障害3級を所持し、かつ、総合等級1級、又は2級の方。ただし、自動車税、又は軽自動車税の減免を受けていない方

- ▼手続場所 社会福祉課・各出張所
- ▼問い合わせ先 社会福祉課 障がい支援班 ☎82・9519

困りごと・心配なことお気軽に相談！

生活に困窮されている方で、仕事のこと・生活のこと・お金のことなど、困りごとはありませんか？

相談員があなたの悩み事に寄り添い一緒に解決します。

- ▼日時 4月28日(水) 13時30分～
- ▼場所 市役所会議棟会議室(ハローワーク隣)
- ▼お問い合わせ先 社会福祉課 生活支援班 ☎82・9547

「心の病」家族相談の開催

- ▼日時 4月17日(土) 10時～12時
- ▼対象者 家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々
- ▼開催場所 ジョイントリー 津久見市地蔵町2830
- ▼参加費 無料
- ▼問い合わせ先 白津あけぼの会 神田 ☎82・8442

各種手当額について

令和3年4月分からの金額をお知らせします。(今年度は改定が行われず、令和2年度と同額です。)

- ▼児童扶養手当 ○全額受給の方 43,160円 ○一部受給の方 10,180円
- ▼特別児童扶養手当 ○1級の場合 43,150円 ○2級の場合 52,500円
- ▼障害児福祉手当 34,970円
- ▼障害児福祉手当 14,880円
- ▼特別障害者手当 27,350円
- ▼福祉手当(経過措置分) 14,880円
- ▼問い合わせ先 社会福祉課 ☎82・9519



うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

- ▼期間 令和3年4月7日～令和4年3月30日
- ▼開催日時 毎週水曜日 19時～21時(47講座)

手話でお話ししましょう

今回は初めて会った方への挨拶を掲載しています。

①はじめまして

②よろしくお願いします

立って両手人差し指を前後に向かい合わせ同時に近づける

甲を上に向けた右手を引上げながら人差し指を残して4指を握り、鼻先に置いた右手拳を開きながら前へ出し、軽く頭を下げる

全日本ろうあ連盟発行・『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』